

## 近隣住民による葬儀場の営業を理由とする 目隠し増設請求等の当否

——最高裁平成 22 年 6 月 29 日第三小法廷判決（平成 19 年（受）第 1709 号目隠しフェンス設置等請求事件、破棄自判）判例時報 2089 号 74 頁、判例タイムズ 1330 号 89 頁、裁判所時報 1510 号 2 頁——

石 松 勉\*

### 一 はじめに

一般に人は誰でも空気や水、太陽など自然の恵みを享受して精神的にも肉体的にも健康で快適な日常生活を営むことができる。日照、通風等の障害による生活妨害は、土地・建物の所有権、利用権または占有権の侵害と解する余地も否定できなくはないが、実質的に見れば、むしろこのような健康で快適な日常生活を営むことのできる人格権ないし人格的利益の侵害と見ることのほうが妥当であると言えよう。

眺望の侵害に関してもまた同じように、快適に日常生活を営むことができ

---

\* 福岡大学法科大学院教授

る人格権ないし人格的利益の侵害と見ることが可能であろう。しかしながら、眺望を確保することは、確かに快適な生活環境を保持するうえで好ましい条件としての自然的な資源であるとは言えても、人の生活に欠かすことのできないものとまでは必ずしも言えない場合もあるように思われる。というのも、眺望に関する環境利益は、そもそも、それを享受しうる居住者の主観に大きく左右されるうえ、場合によっては隣接地居住者にとって自己の生活などの様子を隣接地からみだりにながめられることがないということもまた一方で法的保護に値する利益として考慮する必要があるからである。

そこで、たとえば、民法の相隣関係に関する規定を見てみると、235条は、境界線から1メートル未満の距離に窓や縁側が設置されている場合に、隣接地居住者に目隠しの設置義務を課している。これは、自己の生活などの様子を隣接地からみだりにながめられたりすることのないように、隣接地の一方居住者が有するプライバシー権を保護するため、あらゆる場合にその目隠し設置義務があるとすることも1つの考え方であろうが、しかしこれを認めることは隣接地の他方居住者にとって過大な負担となることから、特に隣接地居住者双方の利害の調整を図る趣旨から規定されたもの、と解されている<sup>(1)</sup>。

さて、本研究で検討する最判平成22年6月29日（以下、「最判平成22

---

(1) 川島武宜編『注釈民法(7)物権(2)』(有斐閣・1968年)266頁〔野村好弘執筆〕、遠藤浩・成田頼明編『建築の法律相談』(有斐閣・1970年)439頁以下、特に442頁〔遠藤浩執筆〕、安藤一郎『新版 相隣関係・地役権』(ぎょうせい・1991年)215頁、桜井康夫「目隠しの設置」塩崎勤・安藤一郎編『裁判実務大系24 相隣関係訴訟法』(青林書院・1995年)50～51頁、篠塚昭次ほか編著『境界の法律紛争〔第2版〕』(有斐閣・1997年)231頁、遠藤浩ほか監修『民法注解 財産法2 物権法』(青林書院・1997年)489頁〔執行秀幸執筆〕、林良平ほか編『注解判例民法1b 物権法』(青林書院・1999年)187頁〔細見利明執筆〕など参照。判例上においても、ほぼ同様の説明が見られる。

年」という。)は、近隣住民が葬儀場の営業をおこなう者に対して居宅内から棺の搬入や出棺などの葬儀場の様子が見えるためこれが見えないようにするために既存の目隠しをさらに高くするよう求め、また慰謝料の支払を請求したというケースであり、したがって、前述のように、自己の居宅内を他人からのぞかれる可能性があることを理由とする自己の日常生活上の人格権保護や人格的利益確保が問題となっているわけではなく、近隣地での葬儀場の営業が自己の日常的な居住生活の平穩を侵害するものとして既存の目隠しの増設等が請求できるかどうかが問題となっていることから、民法 235 条で想定されているような場面とは若干異なるケースと言うべきであろう。

そうであるとする、「見たいものが見えない場面」（眺望利益の侵害事例）や「見られたくないものが見られるおそれがある場面」（プライバシー権の侵害事例）ではなく、「見たくないものが見える場面」であるという点で、最終的な判断を下す際にこのあたりの特徴が重大な影響を及ぼしているのではないかと考えられる。しかし、目隠しの設置請求の契機が、このように、自己の日常生活の様子を他人からみだりにのぞかれ、プライバシーを侵害されることのないようにということではなく、外部からの自己の欲しない刺激により心を乱されることなく平穩かつ静謐な日常生活を送れるようにということにあることが明らかであるとしても、これだけではなおその影響度・重要度がどの程度のものなのかは、いま一つははっきりしない。

こうして、社会生活・日常生活のなかに見られる心理的・心情的・情緒的な事柄が法的保護・救済の対象となりうる場合があるとしてそれは一体どのような場合なのか、そして、もしその対象となりうる場合だったとしてもそのためにはどのような事情の存在が必要で、それは一体どのような基準に基づいて判断されるのか、また、その際の法的保護・救済の方法として何が問題となってくるのかなどについては、問題局面も限られ<sup>(2)</sup>、その総合的な考察は、なお今後の課題と言わなければならないが、ここでは、日常生

活の場における宗教的感情の平穏という極めて心理的・心情的・情緒的な事柄を法的にいかにつ捉えたらよいか（以下、これを「本問」ということがある。）を、最判平成 22 年の検討を通して、若干なりとも明らかにしていきたい。これが本研究の主たる目的である。

## 二 事実の概要と判旨

### 【事実の概要】

1 X は、平成 6 年、建物（以下、「X 建物」という。）を新築してその共有持分権を取得し、以来そこに家族とともに居住している。

2 Y は、葬祭請負業を目的とする株式会社であり、平成 16 年 4 月 30 日、幅員 15.3 メートルの市道（以下、「本件市道」という。）を隔てて X 建物の東側に位置する土地（以下、「Y 土地」という。）を購入し、平成 17 年 9 月 2 日、Y 土地上に葬儀場建物（以下、「本件葬儀場建物」という。）を建築して、同年 10 月からそこで葬儀場（以下、「本件葬儀場」という。）の営業をおこなっている。

- 
- (2) たとえば、近隣地に個人墓地や霊園、火葬場、し尿処理場などの嫌忌すべき施設が建設されることに対して近隣住民や入院患者などが心理的、情緒的被害を被ったとして建築差止等を求めるかどうかの問題となったケースや、マンションなどの不動産売買取引において目的物件に自殺や殺人などの心理的に嫌忌すべき歴史的背景がある事実を、契約締結後に知った買主がこれを理由に民法 570 条の瑕疵担保責任などを売主に追及していけるかどうかの問題となったケースなどがあるが、これらもまた、心理的・心情的・情緒的な事柄が法的処理の問題として取り上げられうる場面と言うことができよう。前者については、林豊「し尿処理場、火葬場等公共施設と不法行為責任」山口和男編『裁判実務大系 16 不法行為訴訟法 (2)』（青林書院・1987 年）170 頁以下、後者については、拙稿「自殺・殺人を原因とする心理的欠陥に対する売主の瑕疵担保責任について」福岡大学法学論叢 53 卷 3 号（2008 年）95 頁以下参照。

3 X 建物の敷地および Y 土地が所在する地域は、いずれも第 1 種住居地域（都市計画法 9 条 5 項）に指定されている。Y が Y 土地を購入した当時、Y 土地は畑であり、その西側や南側には X 建物を含めて一戸建て住宅が建ち並んでいた。

4 Y は、平成 16 年 8 月から同年 11 月までの間、6 回にわたり、Y 土地に本件葬儀場建物を建設することについて地元説明会を開催した。

5 X を含む周辺住民により構成される自治会（以下、「本件自治会」という。）は、葬儀場建設に反対する旨の要望書を市長に提出するとともに、Y に対して葬儀場の営業についての要望事項を伝えるなどしたが、Y において、上記要望書に配慮し、①目隠しのためのフェンス（以下、「本件フェンス」という。）の設置、②本件葬儀場の入口位置の変更、③防音、防臭のための二重玄関ドア等の設置などの措置を講じたのを受けて、平成 17 年 12 月、X を含む 3 名を除き、本件葬儀場の営業に反対しない旨の条項を含む和解協定を、Y との間で締結した。

6 本件葬儀場建物の建築や本件葬儀場の営業自体は、行政法規の規制に反するものではない。

7 本件フェンスは、おおむね Y 土地とその西側に隣接する本件市道との境界に沿って設置されている。本件フェンスの高さは、1.78 メートルであり、Y 土地と本件市道との境界部分に設置されたコンクリート擁壁を含めると 2.92 メートルである。

8 本件フェンスをさらに 1.5 メートル高くするには、約 221 万円の費用がかかる。

9 本件葬儀場で通夜式または告別式が執り行われる頻度は、1 か月に 20 回程度であり、Y は、遺体搬送車および霊きゅう車を本件葬儀場建物の玄関先まで近付けて停車させて棺の搬入や出棺をおこなっている。

10 本件フェンスおよび上記コンクリート擁壁が設置されているため、X

建物の1階からは本件葬儀場の様子は見えないが、2階東側の各居室、階段ホールおよびベランダからは、本件フェンス越しに、本件葬儀場に参列者が参集する様子のみならず、棺が本件葬儀場建物に搬入される様子や出棺の際に棺が本件葬儀場建物から搬出されて玄関先に停車している霊きゅう車に積み込まれる様子が見える。

11 Xは、X建物2階の北側居室を仕事部屋兼寝室として利用するなどしているが、本件葬儀場の営業に強いストレスを感じ、本件葬儀場の様子が目に入らないようにするために、2階の各居室の窓およびカーテンを常時閉めている。

12 以上のような事実関係の下で、Xは、Yに対し、葬儀場の営業により日常的な居住生活の場における宗教的感情の平穏に対する人格権ないし人格的利益を違法に侵害しているなどと主張して、①人格権ないし人格的利益に基づき、または民法235条を類推適用して、本件葬儀場において目隠しのために設置されているフェンスをさらに1.5メートル高くすることを求めるとともに、②不法行為に基づき、慰謝料および弁護士費用相当額の支払を求めて訴えを提起した。

第1審判決（京都地判平成20年9月16日）は、自宅において遺体が納められた棺が本件葬儀場建物に搬入される様子や出棺の様子が観望することができる状況に置かれることによって、心の静謐を乱され、平穏な生活を送る人格権ないし人格的利益が侵害されているとして、目隠しフェンスのかさ上げ請求を一部認容するとともに、不法行為に基づく損害賠償請求も認容した。

第2審判決（大阪高判平成21年6月30日）も、第1審判決と同様に、Xが受けている被害は、少なくとも棺が本件葬儀場建物に搬入される様子や出棺の様子がX建物の各居室等から見える点において受忍限度を超えているとして、他者から自己の欲しない刺激によって心を乱されないで日常生活

を送る利益、いわば平穏な生活を送る利益としての人格権ないし人格的利益に基づく妨害排除請求として、本件フェンスを高くする方法で、棺が本件葬儀場建物に搬入される様子や出棺の様子が X 建物 2 階の各居室等から見えなくするために必要な限度で目隠しの設置を請求することができるとし、本件フェンスのうち X 建物に面する部分をさらに 1.2 メートル高くすることを求める限度で請求を認容するとともに、Y が上記目隠しの設置をしなかったことについて不法行為に基づく損害賠償が認められるとして、慰謝料等の支払請求を 20 万円の限度で認容した。

これに対して、Y が上告受理申立てをしたのが本件である。

### 【判旨】

破棄自判。「(1) 前記事実関係等によれば、本件葬儀場と X 建物との間には幅員 15.3 メートルの本件市道がある上、X 建物において本件葬儀場の様子が見える場所は 2 階東側の各居室等に限られるというのである。しかも、前記事実関係等によれば、本件葬儀場において告別式等が執り行われるのは 1 か月に 20 回程度で、Y は、棺の搬入や出棺に際し、霊きゅう車等を本件葬儀場建物の玄関先まで近付けて停車させているというのであって、棺の搬入や出棺が、速やかに、ごく短時間のうちに行われていることは明らかである。

そして、本件葬儀場建物の建築や本件葬儀場の営業自体は行政法規の規制に反するものではなく、Y は、本件葬儀場建物を建設することについて地元説明会を重ねた上、本件自治会からの要望事項に配慮して、目隠しのための本件フェンスの設置、入口位置の変更、防音、防臭対策等の措置を講じているというのである。

(2) これらの事情を総合考慮すると、X は、X 建物 2 階の各居室等から、本件葬儀場に告別式等の参列者が参集する様子、棺が本件葬儀場建物に搬入

又は搬出される様子が見えることにより、強いストレスを感じているとしても、これは専ら X の主観的な不快感にとどまるというべきであり、本件葬儀場の営業が、社会生活上受忍すべき程度を超えて X の平穩に日常生活を送るという利益を侵害しているということとはできない。

そうであれば、Y が X に対して X 建物から本件葬儀場の様子が見えないようにするための目隠しを設置する措置をさらに講ずべき義務を負うものではないことは、もとより明らかである。Y が X に対して本件葬儀場の営業につき不法行為責任を負うこともないというべきである。」

### 三 研究

#### 1 最判平成 22 年の意義

第 1 審・第 2 審判決が、葬儀場の営業が社会生活上受忍すべき程度を超え、他者から自己の欲しない刺激によって心を乱されずに平穩な日常生活を送る利益としての人格権ないし人格的利益を侵害しているとして、目隠しの増設請求等を認めたのに対して、最判平成 22 年は、具体的な諸事情を挙げながらこれを否定した点で、事例的に重要な意義を有するものと言えよう。

いずれにおいても、その際に考慮された事情は大差ないように思われる。それにもかかわらず最終的に結論を分けた理由は、おそらく、日常生活の場における宗教的感情の平穩という極めて主観的な心理的・心情的・情緒的な事柄を、第 1 審・第 2 審判決は法的にも重視したのに対して、最判平成 22 年はこれを客観的に把握したうえで判断したためではないかと言うことができそうである。もちろん、第 1 審・第 2 審判決も X 個人の主観面のみを重要視して最終判断を下したというわけではなかろう。しかし、最判平成 22 年に比較して、目隠しの増設請求等を認めるほどに、近隣住民の平穩に日常生活を送るという利益を重視している点では、X のある種の主観的な不快感



を法的保護に値する利益として、プライバシー権や環境利益と同視しうる程度のもと見たものと評しえよう。そうすると、問題は、なぜ最判平成 22 年はそのように解さなかったか、である。

## 2 裁判例の概況

隣接地居住者の日常生活の場における宗教的感情の平穏が特に問題となって目隠しの設置請求が争われたケースは、最判平成 22 年の第 1 審・第 2 審判決を除けば、これまで見当たらないようである。

しかし、その一方で、民法 235 条やプライバシー侵害を理由とする目隠し設置請求が問題となった裁判例は比較的多数存在している。これらの状況を見ておくことは、本問を考えるうえで参考になるように思われる。なぜなら、「見たくないものが見える場面」は、「見たいものが見えない場面」や「見られたくないものが見られるおそれがある場面」のちょうど裏返しの場合と言えなくもなく、何らかの関連性があるのではないかと考えられるからである。

そこで、ここでは、とりあえず「見られたくないものが見られるおそれがある場面」での目隠し設置請求の肯定例・否定例を簡単に概観したうえで、若干の検討を試みることにしよう<sup>(3)</sup>。

### (1) 肯定例

- [1] 京都地判昭和 42 年 12 月 5 日（判例時報 506 号 26 頁、判例タイムズ 215 号 108 頁）

---

(3) 「見たいものが見えない場面」（眺望利益の侵害事例）についても多くの裁判例が登場、集積していることは、周知のとおりである。大塚直「生活妨害の差止に関する裁判例の分析（4・完）」判例タイムズ 650 号（1988 年）29 頁以下参照。

⇒民法 235 条に基づき隣地を眺望できるビルの窓に目隠し設備の設置を命じた事例

**【2】** 奈良地葛城支決昭和 48 年 11 月 21 日（判例時報 728 号 81 頁）

⇒日照阻害を理由として建築ビルの一部の設計変更を求める仮処分が認められるとともに、商業地域において南側に 5 階建てのビルが新築されると、耳鼻咽喉科医院を経営し居住する者のプライバシーが侵害される場合、同ビルの 2 階・3 階の北側の窓部分には目隠しを設置しなければならないとされた事例

**【3】** 東京地判昭和 49 年 1 月 29 日（判例時報 742 号 77 頁）

⇒目隠しの設置は民法 235 条 1 項に準ずるまでもなく、社会生活上隣人として条理上当然負担すべき義務であるとして、設置されるまでの不快感に対する慰謝料の支払を命じた事例（騒音、日照、通風阻害等を理由とする損害賠償請求については棄却）

**【4】** 仙台地決昭和 49 年 3 月 28 日（判例時報 778 号 90 頁）

⇒眺望、日照阻害および視き見等を建築工事の差止の仮処分の理由とした申請に対し、人格権侵害を理由に窓や通路部分に目隠しの設置を施すよう命じた事例（眺望阻害を理由とする高層マンションの工事禁止の仮処分申請部分については却下）

**【5】** 東京地八王子支決昭和 51 年 11 月 24 日（判例タイムズ 352 号 250 頁）〈武蔵野市マンション建築禁止仮処分申請事件〉

⇒日照権侵害を理由に地下 1 階地上 3 階建て共同住宅の最上階北側住居 2 戸分の建築工事の禁止と、プライバシー確保のためにバルコニー、居室の窓に目隠しの設置を仮処分命令により命じた事例

**【6】** 大阪高決昭和 52 年 9 月 12 日（判例時報 868 号 8 頁、判例タイムズ 361 号 259 頁）〈枚方市駅前ビル屋上住居プライバシー事件抗告審決定〉

⇒百貨店のビル屋上住居の住民のプライバシー保護のため、百貨店  
専有部分と住居との境界上に障壁設置の必要があると認めた事例

**【7】** 名古屋地判昭和 54 年 10 月 15 日（判例時報 952 号 105 頁、判例  
タイムズ 397 号 56 頁）〔後掲 **【9】** 判決の第 1 審判決〕

⇒6 階建て賃貸マンションのベランダのうち、2、3、4 階につき民  
法 235 条に基づく目隠しの設置が命じられた事例

**【8】** 大阪地判昭和 56 年 2 月 4 日（判例タイムズ 449 号 184 頁）

⇒民法 235 条により窓に目隠しを設置するよう求めた請求が一部認  
められた事例（通風・日照阻止等による損害賠償も一部認容され  
た）

**【9】** 名古屋高判昭和 56 年 6 月 16 日（判例時報 1021 号 113 頁、判例  
タイムズ 448 号 105 頁）〔前掲 **【7】** 判決の第 2 審判決〕

⇒民法 235 条により目隠しの設置請求が認容された事例（マンシ  
ョンのベランダ）

**【10】** 東京地判昭和 61 年 5 月 27 日（判例タイムズ 626 号 154 頁）

⇒隣接の 2 階建て居宅の 2 階の窓につき民法 235 条による目隠し  
の設置を命じたが、プライバシー侵害を理由とする慰謝料請求  
を認めなかった事例（ブラインドは目隠しとは認められない）

**【11】** 京都地決昭和 61 年 11 月 13 日（判例時報 1239 号 89 頁）

⇒民法 235 条に基づく目隠しの設置を求める仮処分が一部認容さ  
れた事例（ただし、その一方で一定程度以上の目隠し設置請求  
は権利の濫用として許されないとした）

**【12】** 千葉地一宮支決昭和 62 年 2 月 7 日（判例時報 1243 号 90 頁）

⇒マンションのベランダから隣家の居宅を容易に覗き見ることが  
できる場合、隣家の居住者はプライバシー侵害を理由として、  
当該マンションのベランダに適切な目隠しを設置することを求

める請求権を有するとされた事例

- 【13】 東京地判平成 3 年 1 月 22 日（判例時報 1399 号 61 頁）  
⇒民法 235 条により目隠しの設置請求が認容された事例
- 【14】 東京地判平成 5 年 3 月 5 日（判例タイムズ 844 号 178 頁）  
⇒3 階建てアパートの窓およびベランダの一部につき民法 235 条による目隠しの設置請求が認められた事例
- 【15】 熊本地決平成 6 年 12 月 15 日（判例時報 1537 号 153 頁）  
⇒プライバシー侵害の予防手段としての相当性、事後の修理費用等を考慮して、事前に隣接建物の北側窓を型入りガラス（すりガラス）にする措置を求めることが相当であると認められた事例
- 【16】 東京地判平成 15 年 11 月 26 日（判例タイムズ 1159 号 207 頁）  
[後掲 【28】 判決の第 1 審判決]  
⇒目隠しのため曇りガラスを使用する旨の調停に反してフィルムを貼付した場合に慰謝料請求が認められた事例
- 【17】 東京地判平成 19 年 4 月 27 日（判例時報 1990 号 34 頁）  
⇒建築主と付近住民との間で締結された目隠し設置等の合意に基づく目隠しの設置と法的に保護されるべき生活上の利益侵害を理由に慰謝料の支払が認められた事例
- 【18】 東京地判平成 19 年 6 月 18 日（判例タイムズ 1256 号 113 頁）  
⇒「サービスバルコニー」が民法 235 条 1 項所定の「縁側」に該当するとして同条に基づく目隠しの設置請求が一部認容された事例
- 【19】 さいたま地判平成 20 年 1 月 30 日（裁判所ウェブサイト）  
⇒目隠し設置請求を認容する一方で、他の所有者の目隠し設置請求を権利の濫用として許されないとした事例
- 【20】 京都地判平成 20 年 9 月 16 日（裁判所ウェブサイト）

⇒目隠しのかさ上げ請求を一部認容した事例（最判平成 22 年の第 1 審判決）

## (2) 否定例

【21】大阪地判昭和 55 年 11 月 17 日（判例タイムズ 440 号 135 頁）

⇒隣地所有者による目隠し設置請求が棄却された事例

【22】東京地判昭和 56 年 12 月 25 日（判例時報 1044 号 388 頁）

⇒民法 235 条による目隠しの設置請求を要件が具備されていないことを理由に排斥した事例（日照阻害等を理由とする建物 3 階部分の撤去請求も棄却）

【23】横浜地判昭和 57 年 4 月 22 日（判例時報 1054 号 125 頁、判例タイムズ 481 号 91 頁）

⇒日照被害・雨水侵入被害・視き見被害を理由とする隣家所有者による損害賠償請求・目隠し設置請求が受忍限度の範囲内であることを理由にいずれも棄却された事例（目隠し設置については大きな庭木の存在により観望可能性を否定）

【24】東京高判昭和 60 年 3 月 26 日（判例時報 1151 号 24 頁、判例タイムズ 556 号 98 頁）＜武蔵野市マンション建築一部禁止事件控訴審判決＞

⇒日照阻害等を理由とする建築差止、損害賠償、目隠し設置の請求が、近隣商業地域内の 3 階建て共同住宅による日照阻害等が受忍限度の範囲内であるとして、いずれも棄却された事例（前掲【5】決定の本案訴訟（東京地八王子支判昭和 56 年 9 月 11 日）の控訴審判決）

【25】東京地判昭和 60 年 10 月 30 日（判例時報 1211 号 66 頁、判例タイムズ 593 号 111 頁）

⇒民法 235 条による目隠しの設置請求を、既存建物に遅れて建物  
が建てられこれを認めると相隣関係に基づく互譲の精神にもと  
ることになることを理由に排斥した事例

**【26】** 東京高判平成 5 年 5 月 31 日（判例時報 1464 号 62 頁）

⇒作業場所又は事務所の敷地が民法 235 条 1 項の宅地に該当しない  
として、民法 235 条による目隠しの設置請求が排斥された事例

**【27】** 大津地判平成 9 年 8 月 21 日（判例時報 1633 号 131 頁）

⇒高層マンションから民家の窓を一方向的に覗き込むことによるプ  
ライバシー侵害があるとしても、不法行為による損害賠償の方法は  
原則として金銭によるべきであるから、マンションのバルコニー  
に目隠しを設置することを求める請求は認められず、民家の窓に  
ブラインドを設置する費用の損害賠償が認められた事例

**【28】** 東京高判平成 16 年 3 月 31 日（判例タイムズ 1159 号 204 頁）〔前  
掲 **【16】** 判決の第 2 審判決〕

⇒目隠しのため曇りガラスを使用する旨の調停に反してフィルム  
を貼付した場合において原告らに対する慰謝料支払義務までは  
認め難いとし、民法 235 条が定める目隠し設置義務も、受忍限  
度を超えるほどのプライバシー侵害など生活の平穩に対する侵  
害も認められないとして棄却された事例

**【29】** 東京地判平成 21 年 1 月 28 日（判例タイムズ 1290 号 184 頁）〈  
赤白ストライプハウス事件〉

⇒建物の赤白ストライプの外壁部分は近隣住民の景観利益、平穩  
生活権を侵害するものではないとして、赤白ストライプ外壁部  
分の撤去請求が棄却され、また円窓を通して外部を観望する可  
能性は低いとして円窓がプライバシー権を侵害するものでは  
ないとされた事例

### （3）裁判例の特徴

「見られたくないものが見られるおそれがある場面」として目隠しの設置請求が問題となった裁判例のなかには、その法的根拠とされる民法 235 条やプライバシー権の侵害に関して比較的詳細な判示をおこなっているものもあり、本問を考えるうえで示唆的である。したがって、その幾つかを簡単に見ておくことにしよう。

【9】判決は、民法 235 条の趣旨につき、「民法 235 条 1 項の趣旨は、隣地所有者の私生活が他人からみだりにのぞかれる不快感を除去するため目隠しを附することを要求するものとしたもの」とし、【11】判決も、「そもそも民法 235 条 1 項は、相隣者間の不動産相互の利用関係を調整することを目的としたものであって、常人が通常の日常生活を営むに際して、意識しなくても、あるいは極めて容易に相隣者の宅地を覗望し得るような窓につき、相隣者の私生活がたえず眺められているような不快感を除去することを要求したものと解すべきであって、その目隠しの程度は、常人の日常的な生活行動を前提とし、ことさらに窓際に密着したり、又はのぞき込んだりするなどの一時的な異常行動を考慮することは相当でないというべきである」と判示しており、プライバシーが侵害され精神的に平穏な日常生活を送ることが阻害されるおそれがあるためこれを回避するためという点に、民法 235 条の制度趣旨を求めているものと解することができる。【18】判決、【26】判決もまた、同趣旨のことを判示している。

これに対して、【14】判決は、「民法 235 条 1 項が互譲の精神から相隣接する不動産相互の利用関係を調整しようとしている趣旨」と指摘する部分があったり、また、否定例ではあるが、【25】判決も、互譲の精神に触れており、この視点からも、民法 235 条が隣接地居住者双方の利害の調整を図る趣旨であることを窺い知ることができる<sup>(4)</sup>。

そして、やはり否定例ではあるが、【21】判決は、民法 235 条関連判例の

なかでは最もよく民法 235 条の趣旨を説示しているものと言えよう。「居住者にとって、自己の生活などの様子を隣接地からながめられることがないということが、権利として保護に値する利益であることはいうまでもない。しかし、これを実現するため、隣接地の利用者にあらゆる措置をとることを要求することは、隣接地の利用者に強いる負担としては過大であり、民法 235 条は、その意味で、宅地の隣接地の利用者に強いる負担を、境界線より 1 メートル未満の距離に窓又は縁側を設置した場合これに目隠しを付することを限定することによって、両者間の均衡をはかったものと解される」と詳述する部分が、それである。

その一方で、目隠しの設置の根拠を直接プライバシー侵害に求めたものとして、【12】判決がある。これは、「本件各疎明資料によれば、竣工時の本件建物の南側には、その敷地に隣接して一部の債権者の居室が存していることが認められ、本件建物と右居室との距離はいずれも短く、本件建物の各居室の南側ベランダから容易に右居室を覗き見ることができるものと推認することができる。実際には、各居室の建物の構造等により現実のプライバシー侵害が発生することは少ないと考えられるが、そのような位置関係が右の債権者らに心理的不快感、不安感を与えるであろうことは推認するに難くない。また、これらの状態を解決するためには、本件建物の南側ベランダに適切な目隠しを施すことで足りるから、右債権者らについて高度の受忍限度を要求する必要もないというべきである」と判示し、プライバシーが侵害されるなど精神的に平穏な日常生活を送ることが阻害されるおそれのある点を重視している。

---

(4) 川島編『前掲書』266 頁〔野村執筆〕も、建築時期の先後のみで目隠し請求の当否を単純に判断すべきでないといわれる際に、相隣者間の互譲の精神について言及される。



こうして、ここでは、被侵害利益としてのプライバシー権の性質、その要保護性と、目隠しの設置によるその保護措置の実際の、具体的妥当性という2つの視点が比較的重視されていることを指摘することができるように思われる。そうだとすると、この場面では、「見たくないものが見える場面」とは異なり、考慮要因として以下で検討対象に据える、地域性や土地利用に関する先後関係といった諸事情は後景に退いており、したがって、隣接地居住者双方の利害の調整を図る場面として何らかの類似性を有するとは言えても、「見られたくないものが見られるおそれがある場面」での論理は「見たくないものが見える場面」においては類似の機能を果たしているとは言えず、異なる様相を呈していると評さざるをえないであろう。そこで、以下、このような認識を前提にして若干の検討を試みることにしよう。

### 3 若干の考察

#### (1) はじめに

いわゆる水保病認定遅延損害賠償請求事件上告審判決である最判平成3年4月26日民集45巻4号653頁は、認定申請者の内心の静穏な生活を害されないという利益が法的保護の対象になりうるかどうかに関して、次のように判示していた。すなわち、「一般的には、各人の価値観が多様化し、精神的な摩擦が様々な形で現れている現代社会においては、各人が自己の行動について他者の社会的活動との調和を十分に図る必要があるから、人が社会生活において他者から内心の静穏な感情を害され精神的苦痛を受けることがあっても、一定の限度では甘受すべきものというべきではあるが、社会通念上その限度を超えるものについては人格的な利益として法的に保護すべき場合があり、それに対する侵害があれば、その侵害の態様、程度いかんによっては、不法行為が成立する余地があるものと解すべきである」と。

そこで、私人の社会生活・日常生活上の平穩に対する侵害ということから、この場合と同様に、日常生活の場における宗教的感情の平穩という極めて心理的・心情的・情緒的な事柄に対する侵害のケースである本問についても、その態様・程度等によって不法行為の成立可能性を論じる余地は否定できないように思われる。しかし、「見たくないものが見える場面」というまったくの外部的な事情による不快感・不安感、つまり、そう受け取る個人的な心理的・心情的・情緒的な圧迫・ストレスが問題となっているにすぎないところから、上記のケース以上に、合理的かつ説得的な理由づけをおこなうことは非常に困難を伴うと言わなければならないであろう。

また、暴力団または暴力的組織の事務所等が近隣に存在することにより近隣住民の平穩に日常生活を送るといふ利益が侵害されていないかが問題となったケースが、近時多く見受けられるようになっている。もちろん、葬儀場の存在と暴力団事務所等の存在とを同一視して考えることはできないし、また、既存の目隠しの増設請求の場合と事務所の使用禁止等を求める仮処分命令の申立ての場合とでは自ずと考慮要因、その影響度・重要度も異なつてこよう。しかし、私人の日常生活の精神的な平穩をおびやかす場面、いわゆる平穩生活権の侵害の場面ということから、その法的処理に関する問題は一定の関連性を有しているとも言えそうである<sup>(5)</sup>。

こうして、基本的には、ここでもまた、社会生活・日常生活上の平穩侵害が合理的な範囲（受忍限度）を超えていると見られるかどうか、違法な侵害行為として不法行為にあたると言えるかどうかのポイントとなる以上、その

---

(5) 加藤雅信『新民法大系V 事務管理・不当利得・不法行為 [第2版]』（有斐閣・2005年）226頁、前田陽一『債権各論II 不法行為法』（弘文堂・2007年）40頁、潮見佳男『不法行為法I [第2版]』（信山社・2009年）251～252頁など参照。

判断基準としては、上記の場合と同様に、事案の特殊性にも十分に注意を払いつつ、その侵害行為の種類・態様、侵害される利益の種類・性質・程度、地域性、加害者側と被害者側の各立地・居住の先後関係、法令や行政的規制による基準の遵守の有無、公共性の有無、被害者側の特殊事情、侵害行為の継続性の有無・程度などの、諸般の事情を総合的・相関的に考慮、判断していくことが穏当と言うことができよう<sup>(6)</sup>。なぜなら、「見られたくないものが見られるおそれがある場面」での判断枠組みは、隣接地居住者双方の利害の調整の視点を含む受忍限度論として、「見たくないものが見える場面」においても充分活用・機能しうるものと考えられるからである。しかしながら、それらのうちの特にどの考慮要因が目隠し増設請求という最終的な解決方法の採否に対して決定的な影響を与えうるのかの判断によっては、まったく別の新しい侵害類型として捉えるべきではないかとの指摘も十分に可能であり、一つの大きな問題と言えよう。

しかし、いずれにせよ、以下では、以上に指摘した考慮要因に即した事実の洗い出しとその重要度・影響度について最判平成22年の分析を試みるとともに、「見られたくないものが見られるおそれがある場面」での判断枠組みとの関連についても簡単に触れることにしよう。

---

(6) 受忍限度の考慮要因に関しては、加藤一郎編『公害法の生成と発展』（岩波書店・1968年）406頁以下〔野村好弘執筆〕、加藤一郎『不法行為〔増補版〕』（有斐閣・1974年）126頁、鈴木祿弥『債権法講義2訂版』（創文社・1992年）60頁、平井宜雄『債権各論Ⅱ 不法行為』（弘文堂・1992年）46頁、幾代通（徳本伸一補訂）『不法行為法』（有斐閣・1993年）83頁、沢井裕『テキストブック 事務管理・不当利得・不法行為〔第2版〕』（有斐閣・1996年）139頁、平野裕之『民法総合6 不法行為法〔第2版〕』（信山社・2009年）136頁、吉村良一『不法行為法〔第4版〕』（有斐閣・2010年）45頁などのほか、大塚「前掲論文（4・完）」特に36頁以下および45頁以下の一覧表も参照。

## (2) 分析

第2審判決が、被害者Xが受けた被害は受忍限度を超えていると判断したのに対し、最高裁判決たる最判平成22年は、逆に受忍限度を超えていないと判断している。そこで、最判平成22年では一体、そのように判断するに際して諸々の考慮要因のうち特に何が考慮に入れられ、それが機能上どのように捉えられているかが重要となってくることから、この点を分析・検討することにしよう。

まず、本件葬儀場とX建物との間には幅員15.3メートルの市道があり、X建物において本件葬儀場の様子が見える場所は2階東側の各居室等に限られているということ、しかも、本件葬儀場において告別式等が執り行われるのは1か月に20回程度で、Yは棺の搬入や出棺に際し、霊きゅう車等を本件葬儀場建物の玄関まで近付けて停車させていること、また、その棺の搬入や出棺は速やかにごく短時間におこなわれている、という事実が摘示されているが、これらは、Xの侵害される利益の性質およびその程度に関して検討、判断するために摘示されている部分とすることができよう。そして、これらの事実は、被害者Xの不安感・不快感を主観的なものと見うる客観的判断材料として把握されているものと言えよう。

次に、本件葬儀場建物の建築や本件葬儀場の営業自体が行政法規の規制に反するものではないとの指摘も、これのみでは、確かに目隠しの増設請求等を退ける決定的な要因とまでは言えないとしても、受忍限度を超えるかどうかを判定するに際しての付随的な考慮要因としてなお一定の意義を有しているものと評しえよう。そして、Yが本件葬儀場建物を建設するについて地元説明会を重ねたうえ、本件自治会との間で本件葬儀場の営業に反対しない旨の条項を含む和解協定を結ぶとともに、その際の本件自治会からの要望事項に配慮して、目隠しのための本件フェンスの設置、入口位置の変更、防音、防臭対策等の措置を講じているという事実もまた、同様の付随的な考慮要因

として十分に意義を持つものと指摘することができるように思われる。

こうして、最判平成 22 年は、受忍限度の考慮要因のうち、被侵害利益の性質・種類およびその程度、侵害者たる葬儀業者 Y と被害者たる近隣住民 X を取り巻く環境・地域性、そして、Y が葬儀業を営むうえで講じうる相当の（最善の!?) 実際的な防止措置をとっているかどうか、さらに、官庁による許認可や法令・行政的規制による基準の遵守の有無を、特に重要な考慮要因として取り上げたうえで、棺が本件葬儀場建物に搬入される様子や出棺の様子が X 建物 2 階の各居室等から見えることは、社会生活上受忍すべき程度を超えて X の平穩に日常生活を送るといふ利益を侵害していることにはならないと判断しているのである。

その他に考慮要因にあたると言えそうな事情は特に見当たらなかった。あるいはそれ以外の考慮要因はそもそも存在しなかったからなのか、それとも、その他の考慮要因をも考慮に入れば、なお一層受忍限度を超えるものではないとの判断が容易に可能だったからなのかは、詳細な事実関係の不明な段階で軽々に論じるべきものではなからう。しかし、もしかりに他の考慮要因をも含めて検討を試みてみると、以下のようなになるうか。

①被侵害利益の性質・種類およびその程度に関しては、前述のとおりである。これのみでは決定的でなく、最終判断を下せるものではないが、X にとっての「日常生活の場における宗教的感情の平穩」に対する侵害は、土地・建物に対する侵害や人の生命・身体に対する侵害のような、深刻な権利・利益侵害と比較すると、被害者個人の主観的な不安感・不快感にとどまり、要保護性の低い権利・利益侵害だったとすることができるであろう。

②地域性に関しては、大都會の、しかも商業施設・工業施設が集中している地域か、閑静な住宅地域かによって一定の判断がつく場合もあるのかもしれないが、しかし現在および将来の土地利用状況をこのような用途地域別のみで即断することには注意をしなければならないであろう。これは、③土地

利用の先後関係（先住性）にも関連する考慮要因と言えそうであるが、もし民法 235 条の趣旨の際に語られる相隣者間の互譲の精神をも考慮に入れることを試みにおこなったとしても<sup>(7)</sup>、これらの点から、ただちに最終判断を下すことはやはり妥当とは言えないということになろうか。本件においてもその点にかかわる事情は一応窺えるが、民法 235 条の適用場面ではないということから、明確な事実摘示はなく、考慮外とされたものと考えられる。

④被害者の、将来近隣地にそのような施設の建設が予定されているとの事前の知識については、これを窺える事実は本件では見受けられず、問題となりえない。

その一方で、⑤加害者の害意・過失等の主観的態様、および、⑥相当の（最善の!?）実際的な防止措置を講じているかどうかという点については、Yが葬祭請負業を営むということから、Xを含む周辺住民への地元説明会を何度も開催したうえ、周辺住民より構成される自治会の意向に沿う形で、目隠しフェンスの設置、本件葬儀場の入口位置の変更、防音、防臭のための二重玄関ドア等の設置などの措置を講じていること、しかも、これによりX建物の1階からは本件葬儀場の様子は見えず、2階東側の各居室、階段ホールおよびベランダから本件フェンス越しに本件葬儀場の様子が見えるにすぎないということからも、これらの考慮要因は、本件ではXには有利に作用しない方向で考慮されているものと言えよう。

---

(7) もっとも、最判平成 22 年は、「本件目隠し設置請求のうち人格権ないし人格的利益に基づく請求と選択的にされた民法 235 条の類推適用による請求については、これを棄却すべきものとした原審の判断を正当として是認することができる」とも判示しており、本問を民法 235 条の射程内で検討、判断することを明確に否定したものと言えよう。その意味において、本問は、プライバシー権の侵害事例の延長線上としてではなく、平穩生活権の侵害事例として把握すべきものかもしれない。

また、⑦官庁の許認可や法令・行政的規制による基準の遵守の有無についても、官庁の許認可を受け、あるいは、本件のように行政法規の規制に反していないという事実のみから、ただちに免責が認められるべきではないとしても、しかし、この考慮要因もまた、やはり、本件ではXには有利に作用しない方向（受忍限度を超えないと判断する方向）で考慮されているものと評することができる。

以上に対して、⑧侵害行為の社会的有用性・公共性・公益性に関しては、高度の社会的有用性・公共性・公益性が認められたことにより、このことからただちに受忍限度の判断が容易につくケースもあるのかもしれないが、本件は、そもそも葬祭請負業の営業そのものをこのような視点から検討、判断すべき問題を扱ったケースではなかったわけである<sup>(8)</sup>から、ここでは、この考慮要因が考慮、検討されなかったことは当然と言うべきであろう。

⑨被害者・加害者間または加害者・第三者間の特約の有無に関しては、まさしく本件では、Xを含む3名を除き、周辺住民より構成される本件自治会との間で和解協定が締結されており、この考慮要因は、上記⑤ないし⑥の考慮要因とあわせて考えると、X側に不利な方向に働いた要因となっていると言うことができよう。

⑩被害者の特殊事情については、敏感症・不安症・心配症といったその個人の身体的、心因的な素因や、自宅で静穏な時間を必要とするような仕事

---

(8) これに対して、病院の隣接地に火葬場が建設されることに対して入通院患者が差止請求をおこなったケース（水戸地判平成2年7月31日判例時報1368号110頁。ただし、大阪地岸和田支判昭和47年4月1日判例時報663号80頁参照）や、近隣住民が市長による霊園の経営許可処分取消を求めたケース（福岡高判平成20年5月27日判例集未登載、福岡地判平成19年5月28日判例集未登載、大阪地判昭和62年7月14日判例時報1259号57頁等）などでは、⑧の考慮要因が受忍限度内か否かの判断に際しての考慮要因の1つとなっている。

を有するなどの職業的な要因が考えられよう。本件の場合のような、自宅に仕事部屋を有しているという事情、自宅で仕事をするという事情はそもそも極めて特殊な事情とまでは言えず、また、逆に正常な特殊事情であるとも言うことはできないであろう。この意味において、単なる個人的事情、主観的な要因にとどまると言うべきであろう。この結果、この考慮要因もまた、受忍限度の判断に際してはXにさほど有利には働かなかつたものと見ることができるであろう。

そして、最後に、⑪被害者の請求を認めることにより加害者の犠牲にされる利益と、これが認められないことにより被害者が被る損失との比較衡量の点については、本件の場合、Xによる本件フェンスの増設請求を認めることにより、加害者たるYの犠牲にされる利益は、フェンスの増設費用約221万円の出費をしなくて済むものが出費を強いられるということであり、一方、Xの本件フェンスの増設請求が認められないことにより、被害者たるXの被る損失とは、近隣で葬祭請負業の営業がされることにより日常的な居住生活の場における宗教的感情の平穏が害されるという、極めて心理的・心情的・情緒的な状況の発生であり、これらを比較衡量すると、最判平成22年が正当に判示しているように、「強いストレスを感じているとしても、これは専らXの主観的な不快感にとどまると言うべき」であろう。

こうして、以上を総合すると、最判平成22年の判断は妥当なものだったと言えることができよう。

以上を要するに、平穏生活権の侵害が問題となる場面では、その受忍限度の判断に際しての考慮要因の重要度・影響度は、他の場面、たとえば、日照、通風などの阻害による侵害の事例や、プライバシー権の侵害の事例に比べて、かなりの程度差があったことが明らかとなったように思われる。

最後に、いま一度、この場面での考慮要因として検討されうるものをあらためて示しておく、以下のとおりである。



＜考慮要因＞

- ①被侵害利益の性質・種類および程度
- ②地域性
- ③土地利用の先後関係（先住性）
- ④被害者の事前の知識
- ⑤加害者の害意・過失等の主観的態様
- ⑥相当の（最善の!?）実際的な防止措置
- ⑦官庁の許認可や法令・行政的規制による基準の遵守の有無
- ⑧侵害行為の社会的有用性・公共性・公益性
- ⑨被害者・加害者間または加害者・第三者間の特約の有無
- ⑩被害者の特殊事情
- ⑪被害者の請求を認めることにより加害者の犠牲にされる利益と、これが認められないことによる被害者の損失との比較衡量

#### 四 結びにかえて

最判平成22年では、近隣で葬祭請負業の営業がされることにより生じる日常的な居住生活の場における宗教的感情の平穏の侵害が受忍限度を超えているかどうかを判断するに際して考慮された要因は、比較的少なかった。それは、まず第一に、土地・建物に対する侵害や人の生命・身体に対する侵害でも、プライバシー侵害の事例でもなく、単に平穏生活権の侵害事例であったということ、つまり、日常的な居住生活の場における宗教的感情の平穏が害されるという、極めて心理的・心情的・情緒的なレベルのものが問題となっていたにすぎないということに基因しているのではないかと思われる。平穏生活権にとどまる以上、被害者側の保護されるべき権利または利益と

して、法的保護に値する場面はもちろんありうるとしても、それ自体としては高度の要保護性を有しているものとは考えられていないからではないか、ということである。

そして次に、本問がプライバシー権の侵害事例としてではなく、平穩生活権の侵害事例として把握されたために、その侵害に至る経緯ないし紛争に至る経緯に関連する諸事情が重要となっているが、本件においては、これらを重点的に検討し、第1の点をもあわせて考慮に入れた結果、否定的な方向へと判断が傾いたのではないかと考えられる点が、第2の特徴的な点として指摘できるのではなかろうか。

請求内容こそ違え、隣接地に霊園や火葬場が建設される場面のように、今後、日常的な居住生活の場における宗教的感情の平穩という、心理的・心情的・情緒的な利益が侵害されているかどうかが問題となるケースが登場することは十分に予想される場所である。その際も、受忍限度内かどうかの判断について総合的・相関的な検討がなされることになろう。最判平成22年は、このような場面を平穩生活権の侵害事例として把握したうえで、人の日常生活における社会との関わりや、特に相手方がとるべき実際的な防止措置の具体的妥当性という、侵害に至る経緯ないし紛争に至る経緯に関連する諸事情を、被侵害利益の性質、その程度とともに重視し、その結果、比較的抑制的な判断を下したものと評することができる。

こうして、これまであまり見られなかった「見たくないものが見える場面」において、受忍限度判断の際の、特に重要な考慮要因を指し示すとともに、それに沿った検討・判断をおこなったところに、最判平成22年の最も重要な意義があったものと言えるであろう。

(2010年11月稿)